

## 事業所内教育訓練講習への講師派遣について

公益社団法人 日本アイソトープ協会  
放射線安全取扱部会

(公社)日本アイソトープ協会放射線安全取扱部会では、放射性同位元素等の使用・販売事業所に対し、法令で定められた事業所内の教育訓練の企画及びその実施についてお手伝いしております。当部会の放射線管理に関する専門家が直接貴事業所に出向き、各科目の講義をいたします。

### 記

#### 1. 受託内容

- 1) ご希望の講義内容にふさわしい講師を推薦し、派遣させていただきます。
- 2) 講義内容は、法令で定められた次の項目を中心に、ご希望に応じております。
  - a) 放射線の人体に与える影響
  - b) 放射性同位元素等又は放射線発生装置の安全取扱い
  - c) 放射線障害の防止に関する法令
  - d) 放射線及び放射性同位元素の基礎知識、放射線測定、放射性廃棄物処理等ご希望のテーマ
- 3) 講義テキスト  
各講師が作成する講義要旨の原稿を事前にお送りしますので、コピーを参加者人数分ご用意願います。
- 4) 講師は、パワーポイントを使用いたします。その場合にはおそれいりますが、プロジェクター、スクリーン、レーザーポインター等は貴事業所にてご用意願います。
- 5) 「放射線障害予防規程」や「放射性同位元素等の安全取扱い」の一部のように事業所固有事項の教育については、貴事業所にて実施してください。

#### 2. 講習会場

貴事業所でご準備願います。講習申込書とともに、講習会場への順路及び地図をお送りください。

#### 3. 受託料金

右表のとおりです。

講義数	受託料金(消費税抜き)
1	¥59,000
2	¥98,000
3	¥144,000
4	¥183,000

- 1) 1講義とは、ひとつの項目を1名の講師が1時間30分講義する場合、2講義とは、同一日に上記講義を2項目実施する場合をいいます。事業所の都合により1時間30分より短い時間を指定された場合でも料金は減額されません。
- 2) 受託料金には、講師の交通費(近郊の交通費で、往復80km未満の距離の移動)を含みます。
- 3) 遠隔地の講師を派遣する場合(上記近郊交通費以外)には、当協会旅費規定による出張旅費をもらい受けます。この場合には、別途料金を見積もらせていただきます。

#### 4. 申込方法

別添の放射線障害防止教育・訓練講習会申込書に記入例を参考にご記入の上、下記連絡先に郵送、FAXもしくはメールでお申し込みください。

#### 5. 受託料金の請求

講習会終了後、当協会から「放射線障害防止教育訓練講習受託料」として、当協会所定の請求書にて請求させていただきます(講習会当日、講師の方に直接、交通費、講義料金等をお支払いいただく必要はありません)。

なお、貴事業所にて所定の請求用紙が用意されている場合には、記入要領をご指示の上、あらかじめ講習申込書とともに、ご送付ください。

#### 6. 連絡先

(公社) 日本アイソトープ協会 企画運営本部 学術振興部 学術・出版課 受託講習係  
〒113-8941 東京都文京区本駒込2-28-45  
TEL 03-5395-8081 FAX 03-5395-8053  
E-mail [gakujutsu@jrias.or.jp](mailto:gakujutsu@jrias.or.jp)

放射線障害防止教育・訓練講習申込書 (記入例)

平成 24年 2月 3日

(公社) 日本アイソトープ協会 御中  
下記のとおり講習の実施を申し込みます。

事業所名	駒込分析 株式会社		
所在地	〒113-8941 東京都文京区本駒込2-28-〇〇 TEL 03-5395-8081		
申込責任者	千石 一郎		
事務担当者	所属 分析課 TEL 03-5395-8081	氏名 白山 三郎 FAX 03-5395-8053	
講習料請求先	駒込分析(株) 経理課 大塚 太郎		
支払責任者	田端 二郎		
実施日	第1希望	第2希望	
	24年 4月16日(木) 14時より	24年 4月23日(木) 14時より	
講義数	2 講義		2 講義
講義内容	1. 放射線の人体に与える影響 2. 放射性同位元素等又は放射線発生装置の安全取扱い ○3. 放射線障害の防止に関する法令 ○4. その他(希望の講義科目を記入) (イ) <u>廃棄物の処理について</u> (ロ) (ハ)		
講習会場	第1会議室		
受講者数	新規取扱教育 5名	再教育	10名